

山形県地域防災計画修正状況（平成30年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

平成31年2月

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
第1編 総則	第1編 風水害等共通対策編 第1章 総則	第1編 総則
第1章 総則	第1節 総則	第1章 総則
○県、市町村が災害対策基金等の積立、運用等に努めることを追加 ○協定締結などの連携強化、相互支援体制や連携体制の整備に当たり実効性の確保に留意することを追加 ○県、市町村が災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ調整を行うことを追加	※震災編に同じ	※震災編に同じ
第5章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱	第4節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱	第5章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱
○新たに防災会議の委員となった東北地方測量部、東北地方環境事務所の事務や業務について追加	※震災編に同じ	※震災編に同じ
第2編 災害予防計画	第2章 災害予防計画	第2編 災害予防計画
第1章 地震に関する調査研究計画		
○海溝型地震に係る記述を追加		
第3章 防災知識の普及計画	第2節 防災知識の普及計画	第3章 防災知識の普及計画
○県、市町村が円滑な避難のため自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進することを追加 ※風水害等災害対策編との整合をとり記述を追加	○雪道を運転する場合に、車内にスコップや飲食料、毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図ることを追加 ○県公安委員会や運送事業者等が冬期の運転に必要な準備について、車両の運転者への周知に努めることを追加 ○県が、市町村長が必要と認める河川について、市町村等へ水位や浸水想定情報を提供するよう努めることを追加 ○市町村長が洪水予報河川等に指定されていない中小河川について水位情報や浸水実績等を把握した時に、これを水害リスク情報として住民や滞在者等に周知することを追加	○県、市町村が円滑な避難のため自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進することを追加 ※風水害等災害対策編との整合をとり記述を追加
第4章 地域防災力強化計画	第4章 地域防災力強化計画	第4章 地域防災力強化計画
○県、市町村が企業防災に資する情報の提供を進める等、企業の防災力向上の促進に向けた取組みについて追加 ○県、市町村がBCP策定支援やBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むことを追加	※震災編に同じ	※震災編に同じ
第5章 災害ボランティア受入体制整備計画	第4節 災害ボランティア受入体制整備計画	第6章 災害ボランティア受入体制整備計画
○県、市町村が中間支援組織を含めた連携体制の構築を図ることを追加	※震災編に同じ	※震災編に同じ

山形県地域防災計画修正状況（平成30年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

平成31年2月

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
/	/	<p>第7章 防災訓練計画</p> <p>○津波災害を想定した訓練の実施に当たり、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた訓練を行うよう努めることを追加</p>
<p>第7章 避難体制整備計画</p> <p>○市町村が指定緊急避難場所となるオープンスペースについて、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対し安全な空間とすることに努めることを追加</p>	<p>第6節 避難体制整備計画</p> <p>○市町村が洪水予報河川・水位周知河川以外の河川についても具体的な避難勧告等の発令基準を設定することを追加</p> <p>○市町村が避難勧告等の発令対象区域について、発令範囲をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直すことを追加</p> <p>○国及び県が市町村の避難勧告等の発令基準及び範囲の設定及び見直しについて必要な助言を行うことを追加</p>	/
/	/	<p>第9章 避難誘導計画</p> <p>○沿岸市町村が策定する津波避難計画等に記載する内容として、津波警報等の種類に応じた発令対象区域を追加</p>
<p>第10章 医療救護体制整備計画</p> <p>○県がDHEATの構成員の人材育成を図り、継続的な研修・訓練を実施するよう努めることを追加</p> <p>○県がドクターヘリの災害時の運用要領等の整備を通じて、緊急医療活動等の支援体制の整備に努めることを追加</p>	<p>第9節 医療救護体制整備計画</p> <p>※震災編に同じ</p>	<p>第12章 医療救護体制整備計画</p> <p>※震災編に同じ</p>
<p>第18章 第2節 土砂災害防止施設災害予防計画</p> <p>○国、県が流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムを設置等の対策を推進することを追加</p> <p>○国、県が土砂・流木による被害の危険性が高い箇所において、透過型砂防えん堤等の整備を実施することを追加</p>	<p>第16節 2 土砂災害防止施設災害予防計画</p> <p>※震災編に同じ</p>	/

山形県地域防災計画修正状況（平成30年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

平成31年2月

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
	<p>第16節 3 河川・海岸施設災害予防計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水防管理者が委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めることを追加 ○水防管理者が洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認められた時に、浸水被害軽減地区に指定することができることを追加 ○「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築することを追加 	
	<p>第19節 要配慮者の安全確保計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県及び市町村が洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者施設に対し、避難確保計画の作成について支援し、必要な指示をすることができることを追加 ○正当な理由がなく、避難確保計画の作成の指示に従わない要配慮者利用施設を市町村長が公表できることを追加 	
第3編 災害応急計画	第3章 災害応急計画	第3編 災害応急計画
第1章 活動体制関係 第3節 広域応援計画	第1節 3 広域応援計画	第1章 活動体制関係 第3節 広域応援計画
○国が被災により港湾管理者からの要請があった場合に当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施することを追加	※震災編に同じ	※震災編に同じ
第1章 第5節 災害ボランティア活動支援計画	第1節 5 災害ボランティア活動支援計画	第1章 第5節 災害ボランティア活動支援計画
○県が中間支援組織を含めた連携体制の構築を図ること、ボランティアの生活環境に配慮することを追加	※震災編に同じ	※震災編に同じ
第2章 第2節 津波警報・地震情報等伝達計画	第2節 2 気象情報等伝達計画	第2章 第2節 津波警報・地震情報等伝達計画
○県が大津波警報について通報を受けた時は県防災行政無線等により直ちに沿岸市町に通知すること追加	○大雨警報・洪水警報の危険度分布等を追加	※震災編に同じ
第2章 第4節 広報計画	第2章 第4節 広報計画	第2章 第4節 広報計画
○県が「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供することを追加	※震災編に同じ	※震災編に同じ

山形県地域防災計画修正状況（平成30年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

平成31年2月

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
第4章 避難所運営計画 ○市町村が必要に応じあらかじめ指定された施設以外の施設も管理者の同意を得て避難所として開設することを追加 ※津波災害対策編との整合をとり記述を追加 ○ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合等は指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないことを追加	第4節 避難所運営計画 ○市町村が必要に応じあらかじめ指定された施設以外の施設も管理者の同意を得て避難所として開設することを追加 ※津波災害対策編との整合をとり記述を追加 ○市町村が施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図ることを追加 ※地震災害対策編との整合をとり記述を追加 ○ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合等は指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないことを追加	第4章 避難所運営計画 ○ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合等は指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないことを追加
第9章 医療救護計画 ○県がDMAT等やドクターヘリの派遣計画の作成等により医療活動の総合調整を行うことを追加 ○県が区域内や近隣都道府県からのDMAT等やドクターヘリの派遣に係る調整を行うこと、活動場所の確保を図ることを追加	第8節 医療救護計画 ※震災編に同じ	第8章 医療救護計画 ※震災編に同じ
第11章 第2節 道路交通計画 ○国が国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において道路啓開を代行できる制度を活用し支援を行うことを追加	第10節 2 道路交通計画 ※震災編に同じ	第10章 第2節 道路交通計画 ※震災編に同じ
第12章 第3節 農地・農業用施設災害応急計画 ○施設管理者が災害発生のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策をとることを追加	第11節 3 農地・農業用施設災害応急計画 ※震災編に同じ	第11章 第3節 農地・農業用施設災害応急計画 ※震災編に同じ
第12章 第7節 電気通信施設災害応急計画 ○電気通信事業者が応急復旧のために情報共有が必要な場合は県を通じて地方公共団体に協力を要請することを追加	第11節 7 電気通信施設災害応急計画 ※震災編に同じ	第11章 第7節 電気通信施設災害応急計画 ※震災編に同じ
第14章 第5節 廃棄物処理計画 ○「山形県災害廃棄物処理計画」位置付け ○県が市町村の災害廃棄物処理計画の策定を支援する等、市町村の災害廃棄物対策の技術的援助を行うことを追加 ○災害廃棄物対策指針の修正に伴い文言等を修正	第13節 5 廃棄物処理計画 ※震災編に同じ	第13章 第5節 廃棄物処理計画 ※震災編に同じ

山形県地域防災計画修正状況（平成30年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

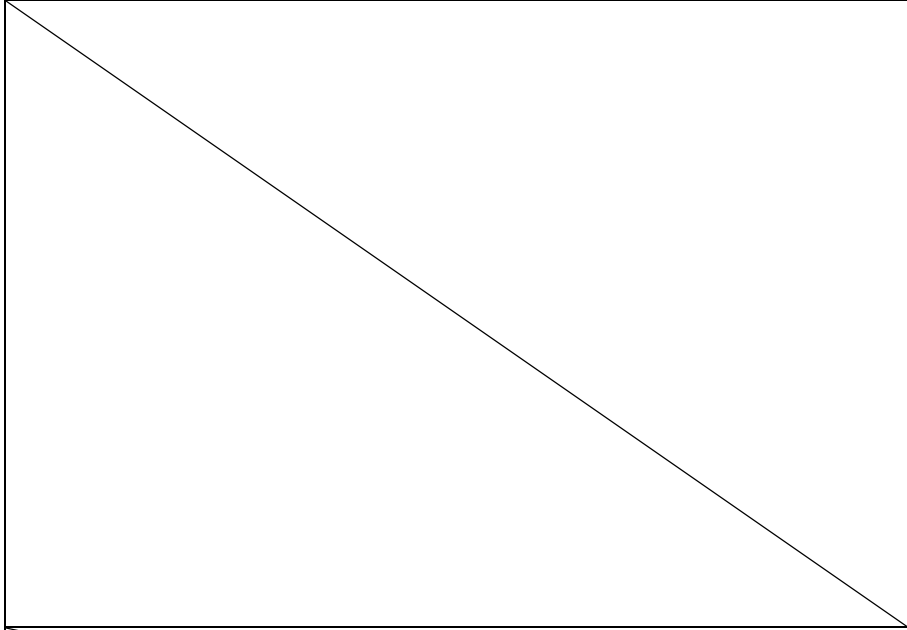
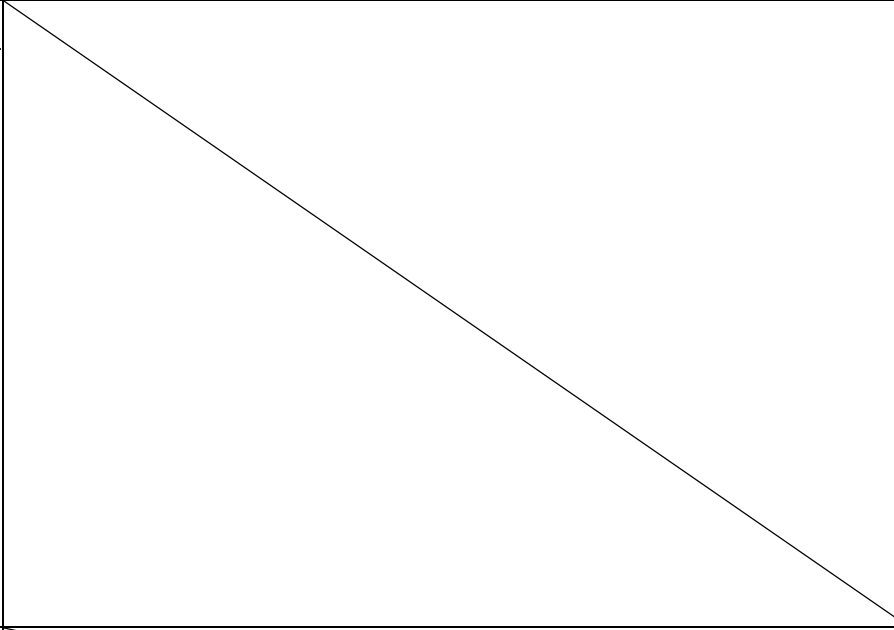
平成31年2月

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
第17章 応急住宅対策計画	第16節 応急住宅対策計画	第16章 応急住宅対策計画
○県が応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調整等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うことを追加	※震災編に同じ	※震災編に同じ
第4編 災害復旧・復興計画	第4章 災害復旧・復興計画	第4編 災害復旧・復興計画
第3章 公共施設等災害復旧計画	第4章 第3節 公共施設等災害復旧計画	第3章 公共施設等災害復旧計画
○国が県や市町村に代わって災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行うことを追加	※震災編に同じ	※震災編に同じ
	第3章 火山災害対策計画	
	<p>○国、県及び市町村が詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進やあらかじめ避難のための道路、港湾、広場等の整備の推進に努めることを追加</p> <p>○鳥海山の噴火警戒レベル運用開始に伴い、鳥海山の噴火警戒レベル表を追加</p> <p>○県及び市町村が登山届の導入や火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めることを追加</p> <p>○県及び市町村が火山防災協議会の場を活用する等により退避壕等の必要性について検討を行うとともに、必要に応じて退避壕等の整備を推進することを追加</p> <p>○市町村が火山ハザードマップや火山防災マップ等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、防災知識の普及に努めることを追加</p> <p>○県及び市町村が、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に防災知識の普及を図ること、火山災害履歴についての知識の普及を図ることを追加</p>	

山形県地域防災計画修正状況（平成30年度）一覧

（軽微な修正（文言修正等）を除く）

平成31年2月

震災対策編	風水害等対策編	津波災害対策編
	<p>第4章 第1節 ライフライン等確保計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県、市町村、高速道路事業者及び鉄道事業者が最大限の効率的・効果的な除雪に努めることを追加 ○集中的な大雪に対し、県、市町村、高速道路事業者が、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めることを追加 ○県及び市町村が、除雪の担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めることを追加。 ○県及び市町村が地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めることを追加 ○道路管理者が集中的な大雪等に備えて、関係機関と連携して車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するよう努めることを追加 	
	<p>第4章 第2節 雪崩防止計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村が地域住民等の事前避難が必要と判断される場合に、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図ることを追加 	
	<p>第10章 第3節 原子力災害応急計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とすることを追加 	